

祝 辞

平成 二 六 年 五 月 一 二 日
岐阜地方・家庭・簡易裁判所・岐阜検察審査会落成式

岐阜地方裁判所、岐阜家庭裁判所、岐阜簡易裁判所及び岐阜検察審査会の庁舎の落成式が挙行されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

旧庁舎は昭和三十二年に建築され、増改築が重ねられてきました。が、歳月の経過による老朽化も目立つようになり、新庁舎の建設が強く望まれていました。この度念願がかない、これからの時代にふさわしい、新しい庁舎のしゅん工を見るに至りました。

新庁舎は、「歴史ある岐阜の町並みに調和した明るく利用しやすい裁判所」をコンセプトに、外観は裁判所の公平性を表現する左右対称な構成とし、繊細で奥行き感のある壁面構成とすることで品位と風格を醸し出すデザインとしています。また、関連する部署を可

能な限り一つのフロアに集めるなど、来庁者に分かりやすく、利用しやすい裁判所となるよう配慮が加えられているほか、全面バリアフリー化を図り、障害者の方にも利用しやすくなるよう、様々な工夫がされています。この新庁舎の落成を心からお祝い申し上げますとともに、新庁舎の建設に当たり、多大の御支援、御尽力を賜りました関係各方面の方々に対し、深く感謝申し上げます。

現在、我が国では東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故が、今なお国民の生活に大きな影響を与えています。さらに、社会経済状況の変化等を反映して、司法の場においても、利害の対立が複雑化、深刻化することも少なくありません。こうした状況の中で、裁判所に求められるものは、ますます幅広く、深くなっていると申せましょう。

裁判官をはじめ職員各位におかれては、今日の記念すべき日を機

に、改めて職責の重大さに思いを致し、これまで以上に創意と工夫を重ねて職務に精励し、国民の一層の信頼を得られるよう切望してやみません。

また、御臨席の各位におかれましては、司法の重要性を深く御理解くださり、今後とも、裁判所に対し一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、裁判所が今後とも新しい時代の要請にこたえて、社会の発展に寄与するよう念願して、私の祝辞といたします。

平成二十六年五月十二日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝 辞

〔平成二六・五・三〇 ホテルメトロ
日弁連定期総会における感謝・表彰式〕

本日、ここに、日本弁護士連合会の前会長、副会長及び事務総長並びに先進会員に対する感謝・表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

前会長には、全国の弁護士の衆望を担って平成二十四年五月から会長の重職に就かれ、以来、国民の信頼に応える弁護士会づくりを目指されて、多大な功績を残されました。また、前副会長の方々と及び前事務総長には、会長を補佐され、連合会の円滑な運営とその発展に大きく貢献されました。各位の御在任中の御労苦に対し、ここに深く敬意を表します。

百歳表彰を受賞された方を始めとして、本日表彰をお受けになられた方々には、長きにわたり法曹として活動され、基本的人権の擁

護と社会正義の実現に努めてこられました。本日の御栄誉に対し、心からお喜び申し上げます。

現在、我が国では、東日本大震災からの復興という大きな課題を抱える中で、経済を始めとする多くの分野において急速に変化の時期を迎えているといえます。こうした社会情勢を反映して、利害の対立が複雑化し、また深刻化することも少なくなく、適正迅速な紛争解決に向けて、国民にとって最も身近な法曹である弁護士に対する期待は、極めて大きいと申せましょう。

時代の要請に応えるために取り組まれてきた一連の司法制度改革において導入された制度のうち、裁判員制度は、施行から五年が経過しました。これまでのところ概ね順調に運営されていますが、制度の更なる定着に向けて取り組むべき課題もなお少なくありません。また、法曹養成を巡る問題も残されています。さらに、先月発効し

たいわゆる「ハーグ条約」の円滑な実施を確保するための運用の確立などその後現れた新たな課題にも日々直面しています。こうした課題の解決には、国民のための司法の実現という共通の理念の下、法曹三者が、緊密かつ率直な意見交換を重ね、相互理解と協力関係を深めていくことが必要です。

本日表彰を受けられた方々を始めとして、弁護士各位におかれましては、今後とも、国民の期待に応えて、司法の健全な発展のために力を尽くしていただくようお願いいたしますとともに、健康に御留意の上、ますます御活躍になられますよう祈念いたしましたし、私の祝辞といたします。

平成二十六年五月三十日

最高裁判所長官

寺田逸郎

祝 辞

平成二六年六月二七日
和歌山地方・家庭・簡易裁判所庁舎落成式

和歌山地方裁判所、和歌山家庭裁判所及び和歌山簡易裁判所の合同庁舎の落成式が挙行されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。旧庁舎は、昭和三十八年に建築され、増改築が重ねられてきましたが、歳月の経過による老朽化も目立つようになり、新庁舎の建設が強く望まれておりました。この度、これからの時代にふさわしい、新しい庁舎のしゅん工を見るに至りました。

新庁舎は、「歴史と緑につつまれた日のひかりを感じる裁判所」をコンセプトに、東西の壁面にガラスを使用することにより、和歌山城公園の緑を反映させるとともに、縦に木目調の格子を設置して、和歌山の街並みとの調和を図っています。また、関連する部署を同一のフロアに配置するほか、バリアフリー化を図り、案内表示を工

夫するなど、来庁者に分かりやすく、利用しやすい裁判所となるような配慮が加えられています。この新庁舎の落成を心からお祝い申し上げますとともに、新庁舎の建設に当たり、多大の御支援、御尽力を賜りました関係各方面の方々に対し、深く感謝申し上げます。

現在、我が国では、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故が、今なお国民の生活に深刻な影響を与えています。司法の場においても、社会、経済状況の著しい変化等を反映して、利害の対立が複雑化し、また深刻化することも少なくなく、裁判所に求められるものは極めて大きいと申せましょう。

裁判官をはじめ職員各位におかれては、今日の記念すべき日を機に、改めて職責の重大さに思いを致し、これまで以上に創意と工夫を重ねて職務に精励し、国民の一層の信頼を得られますよう切望してやみません。

また、御臨席の各位におかれましては、司法の重要性を深く御理解くださり、今後とも、裁判所に対し一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、裁判所が今後とも新しい時代の要請にこたえて、社会の発展に寄与するよう念願して、私の祝辞といたします。

平成二十六年六月二十七日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝 辞

平成二六年七月八日 ホテルオークラ
発明協会創立百十周年記念式典・平成二六年度全国発明表彰式

常陸宮同妃両殿下御臨席の下に、発明協会創立百十周年記念式典並びに平成二十六年度全国発明表彰式が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国が、科学技術の目覚ましい進展を基礎として、飛躍的な社会経済の成長を遂げたことは広く知られるところですが、グローバル化・ポータレス化の進む国際社会の中にあつて、近年、更に、知的財産立国を旗印とし、社会において科学技術を一層高いレベルで生かすことを目指して様々な施策を推進するに至っております。司法の分野においても、平成十七年に知的財産高等裁判所が設立され、専門的な観点から知的財産関係事件の適正、迅速な処理に努めてまいりました。今後とも、我が国の知的財産権に対する国際社会から

の信頼が高まるよう訴訟の運営等について工夫を重ね、知的財産を社会で活用していくことに貢献してまいりたいと思っております。

発明協会は、明治三十七年の創立以来、百十年という永きにわたり、各種の事業を通じて発明等の奨励に尽力され、平成二十四年からは公益社団法人発明協会として我が国の知的財産権制度の普及、産業経済の発展、科学技術の進展、振興に多大の貢献をしてこられました。その役割は誠に意義深く、御功績は極めて大きいものがあります。

発明協会及び発明推進協会におかれましては、この記念すべき日を契機として、更に事業を推進され、我が国及び国際社会の発展のために一層寄与されますよう祈念いたします。

終わりに、本日受賞の栄に浴された方々の多年にわたる御努力に對して深く敬意を表するとともに、その御栄誉に對し心からお喜び

申し上げまして、私の祝辞といたします。

平成二十六年七月八日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝 辞

平成二六・七・一七 ホテルモントレ仙台
第六十二回全国人権擁護委員連合会総会

第六十二回全国人権擁護委員連合会総会が開催されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

基本的人権の尊重を掲げた憲法の下、昭和二十三年に人権擁護委員制度が創設されて以来、人権擁護委員の皆様におかれては、我が国における人権の擁護と人権尊重の思想の普及に向け、重要な役割を果たしてこられました。最近でも、東日本大震災後にあつて、被災地における相談所の開設や仮設住宅への戸別訪問など、被災者支援の重要な一翼を担われています。この機会に、皆様の永年にわたる御尽力に対し、心より敬意と謝意を表します。

近年、我が国では、社会経済情勢の変化や国民の権利意識の高揚を反映して、多方面で価値観や意見の対立が広く見られます。こうした状況の中、様々な態様の人権侵害が後を絶たず、とりわけ、学校におけるいじめ、教職員らによる体罰、児童虐待など子どもの人権に関わる事案が年々注目されてきています。また、インターネット上でのプライバシー侵害、名誉毀損のように新たに深刻化する分野もみられるようになっていきます。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に基づく風評被害も続いており、人権を巡る状況は、これまで以上に、多様化、複雑化していると申せましょう。

このような中で、人権擁護委員の皆様方には、日頃より並々ならぬ御労苦がおりと存じますが、市民の一人一人が個人として尊重

される社会の実現に向けて更に力を尽くされ、その重要な使命を達成されるよう強く期待するところです。

終わりに、全国人権擁護委員連合会の益々の御発展と皆様の御健勝を祈念いたしましたして、私の祝辞といたします。

平成二十六年七月十七日

最高裁判所長官 寺田逸郎

祝 辞

平成二六・一〇・三 函館市民会館
日本弁護士連合会第五七回人権擁護大会

本日、日本弁護士連合会の第五十七回人権擁護大会が開催されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

日本弁護士連合会は、人権問題の調査及び研究並びに人権意識の高揚を目的として、毎年、人権擁護大会を開催し、我が国における人権の擁護と人権尊重の思想の普及に大きく寄与してこられました。この年来の御尽力に対し、深く敬意を表します。

このような皆様方の御努力を含め多くの方々による努力が重ねられていくにもかかわらず、人権侵害は、なお多様化、複雑化しつつ広がり止めないよううかがわれます。障害者や高齢者をはじめ

とする社会的弱者に対する人権侵害は後を絶たない状況にありますし、インターネット上での人権侵害やいわゆるヘイト・スピーチなど新たに深刻化する分野もみられるようになっていきます。また、東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故から三年半が経過しましたが、このことが被災地域の方々をはじめとする多くの国民の生活に及ぼしている影響も人権を巡る状況を難しいものに行っていると申せましょう。

本大会で障害者権利条約等がテーマとして取り上げられたのも、このような現状を背景とするものであります。人権を巡る問題の根底には、社会制度、経済情勢、さらには人の尊厳に関する国民の意識などが深く関わっています。本大会における御議論が我が国

の抱える人権に関する問題への理解を深めることに役立つものとなることを期待するものです。

終わりに、各位における人権意識の高揚と普及への御尽力が実を結ぶものとなることを念願して、私の祝辞といたします。

平成二十六年十月三日

最高裁判所長官

寺田逸郎

最高裁判所長官祝辞

平成二十六・十・十六
第六十二回全国調停委員大会

第六十二回全国調停委員大会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創設以来、今日まで、調停制度の充実、発展のため、一貫して活発な活動を続けてこられました。調停制度は、わが国の社会に適った合理的な紛争解決手段として、長い歴史を有し、近年の社会経済情勢の変化などを背景とする解決困難な事件の増加にあっても、その紛争解決機能を適切に發揮してきて広く国民の信頼を得ており、また、国際的にも高い評価を受けております。このような制度の運用を支えてこられた関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。また、後ほど御披露が予定されているようですが、調停委員として多年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章が授与されました。司法運営の重要な一翼を担い、調停制度の発展に多大な貢献をしてこられた方々に、この場をお借りして、深く謝意を表すとともに、重ねてお祝いを申し上げます。

近年、調停制度にあっても、利用者からは、法的判断に裏付けられた公平かつ合理的な解決がこれまで以上に求められています。今後も、調停制度が利用者の要請に適った紛争解決手段として引き続き国民の高い信頼を得ていくために、手続にふさわしい調停運営を定着させ、これまでも増して利用者の意思に即した合理的で納得性の高い解決を目指していく必要があります。

裁判所としては、調停制度の一層の充実、発展のため種々努力してまいり所存ですが、調停委員の皆様からも、引き続き御協力をいただけますようお願い申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会のますますの御発展を祈念して、私の祝辞といたします。

平成二十六年十月十六日

最高裁判所長官

寺田逸郎